

いじめ対応充実の手引き ⑪



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

『いじめ防止対策推進法』に基づく取組の充実を

皆様には 7 月 4 日、25 教指心第 68 号でお知らせしましたように、第 183 回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に平成 25 年法律第 71 号として公布されました。公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行されることとされています。

今回公布された「いじめ防止対策推進法」では、学校に対して、文部科学省が定める「いじめ防止基本方針」または、地方公共団体が定めた「地域いじめ防止基本方針」を参酌し、学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しています。

各学校におきましては、今一度、自校のいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針や取組を見直すとともに、より一層の充実を図られるようお願いいたします。

『いじめ防止対策推進法』により求められる学校や学校の設置者の取組

1 学校の「いじめ防止基本方針」を定めましょう（第十三条）

文部科学省が定める「いじめ防止基本方針」や地方公共団体が定める「地方いじめ防止基本方針」を参考に、各学校では、自校の方針を今一度見直すなどして、学校の実情に応じたいじめ防止等の対策の基本方針を定めましょう。

※「いじめ防止基本方針」は文部科学省から示された時点で各学校にお知らせします。

2 いじめ防止等にかかわる、次のような取組を推進しましょう（第十五、十六、十八、十九条）

- ① 道徳教育及び体験活動の充実
- ② いじめ防止に資する児童等の自主的な活動の支援、いじめ防止の重要性の理解を深めるための啓発その他の措置
- ③ いじめ早期発見のための措置
- ④ 相談体制の整備
- ⑤ 職員の研修
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策推進

3 いじめ防止等の対策のための組織を充実させましょう（第二十二条）

学校の複数の教職員、PTA 等保護者、スクールカウンセラーなど心理の専門家、市町村の福祉にかかわる専門家、地域の民生児童委員などにより構成される組織を置き、いじめ防止等の対策の充実を図りましょう。



4 いじめが起きた場合には次のような措置を適切に行いましょう (第二十三、二十四条)

- ① いじめの事実の確認と当学校の設置者（県・市町村教育委員会等）への報告
- ② 学校の設置者は報告を受けたときは必要に応じ、支援・指示を行い、自ら必要な調査を行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒又は保護者に対する支援
- ④ いじめを行った児童生徒に対する指導、その保護者に対する助言
- ⑤ いじめの事案にかかわる情報を関係保護者と共有するための措置
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき（※）の警察署との連携

※ 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335369.htm) の「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」をご覧ください。

5 懲戒、出席停止制度の適切な運用等、その他いじめの防止等に関する措置を定めましょう (第二十五、二十六条)

※ このことについては、市町村教育委員会などと連携して取り組む必要があります。

6 いじめにより重大事態が発生したときは、速やかに学校の設置者（県・市町村教育委員会等）又は学校の下に「調査委員会」等の組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います (第二十八条)

※ 調査は、質問票の使用等、適切な方法によって行います。

※ 重大事態とは次のような場合です。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

7 学校は重大事態が発生した場合はその旨を次のように報告しなければなりません (第二十九、三十、三十一条)

- 国立大学附属学校は→国立大学法人の学長を通じて→文部科学大臣に
- 長野県立学校は→長野県教育委員会を通じて→長野県知事に
- 市町村（市町村学校組合）立学校は→市町村（市町村学校組合）教育委員会を通じて→市町村長に
- 私立学校は→長野県知事に

※ 現在、文部科学省では「いじめ防止基本方針策定協議会」を設置し、いじめ防止基本方針の策定のための議論を行っているところです。